

No.	質問	回答
1	なぜ郵送での口座開設の本人確認書類を住民票のみに変更するのですか？	2027年4月1日の法令改正により本人確認方法の見直しが予定されているため、本改正に先立ち運用を変更いたしません。
2	運転免許証やマイナンバーカードのコピーは使えませんか？	郵送での口座開設手続きでは原則として受付できません。 なお、運転免許証やマイナンバーカードをお持ちのお客さまは、オンラインでの本人確認（公的個人認証/ICチップ読取）をご利用いただけます。スムーズにお手続き可能ですので、ぜひご利用ください。
3	住民票はコピーでもいいですか？	コピーは受付できません。発行から3か月以内の住民票の写し（原本）をご提出ください。
4	ローン申込と同時に口座を作る場合も対象ですか？	はい。住宅ローンや資産形成ローン申込と同時に郵送で口座開設する場合も対象となります。
5	すでに資料を請求しており従来の方式で書類を提出してしまいました。どうすればいいですか？	すでに当社へご提出いただいた申込は従来どおりの方式で受付します。2026年7月6日以降のお手続きについては住民票の写しが必要です。
6	法人のお客さまも対象ですか？	今回の変更は個人のお客さまのみが対象です。法人のお客さまの運用に変更はありません。
7	住民票の取得にかかる費用はどうすればいいですか？	大変申し訳ございませんが、住民票の取得にかかる費用はお客さまのご負担となります。